（前のページより続き）

○金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類似する性質を有するもの及び同号チに規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件（同七三）　三七七

○専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件の一部を改正する件（同七四）　三七七

○分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件の一部を改正する件（同七五）　三七八

○顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関等を指定する件を廃止する件（同七六）　三七八

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務四一二）　三七八

○歳入徴収官事務規程第五十条第二項に規定する歳入徴収官及び歳入徴収官代理を指定する件の一部を改正する件（同四一三）　三七八

○歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件（同四一四）　三七八

○広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料等を定める件（文化庁二六）　三七八

○漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（国土交通一三七八）　三七九

○船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（同一三七九）　三七九

○船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（同一三八〇）　三八〇

○船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（同一三八一）　三八〇

○船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件等の一部を改正する件（同一三八二）　三八〇

○標準国際利用航空運送約款の一部を改正する件（同一三八三）　三八〇

○平成二十二年に標準地の価格の公示をする公示区域を定める件（同一三八四）　三八〇

〔官庁報告〕

財　務

地域主権型地方財政のあり方及び平成二十二年度の地方財政についての意見（総務省）　三八一

本号で公布された法令のあらまし

◇**著作権法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九九号）（文部科学省）

1　権利制限規定に係る事項

㈠　視覚障害者等（視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者をいう。）のための複製等が認められる者及び聴覚障害者等（聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者をいう。）のための複製等が認められる者を定めることとした。（第二条及び第二条の二関係）

㈡　美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置を定めることとした。（第七条の二関係）

㈢　送信の障害の防止等のための複製に係る特定送信及び特定送信をし得るようにするための行為を定めることとした。（第七条の三及び第七条の四関係）

㈣　送信可能化された情報の収集、整理及び提供の基準を定めることとした。（第七条の五関係）

㈤　著作物等の送信の受信に準ずる行為を定めることとした。（第七条の六関係）

2　裁定制度に係る事項

㈠　著作権者等と連絡することができない場合を定めることとした。（第七条の七関係）

㈡　著作権法（昭和四五年法律第四八号）第六七条の二第一項の規定により担保金を供託した者が当該担保金を取り戻すことができる場合及び取り戻すことができる金額を定めることとした。（第八条の二関係）

3　この政令は、平成二二年一月一日から施行することとした。